

職員の募集について（選考採用試験（保護局課長補佐級／係長級））

1 職務内容

国家公務員総合職相当の者として採用し、法務省保護局所管行政に関する政策の企画及び立案又は調査及び研究に関する業務を担当する課長補佐級相当職員及び係長級相当職員として任用します。

2 求める人材

【課長補佐級】

- (1) 更生保護行政に対する強い関心と、全体の奉仕者として働く熱意を有する者
- (2) 困難な課題を解決できる論理的な思考力、判断力、表現力その他総合的な能力を有する者
- (3) 適切かつ効果的に対人折衝・調整を行うことのできる能力を有する者
- (4) 自らが主体となり政策の企画立案、調整、執行において責任ある役割が担える者
- (5) 組織の管理及び業務進行の管理に適性がある者
- (6) 職務経験を通じて体得した効率的かつ機動的な業務遂行の手法その他の知識及び能力を有する者
- (7) 採用後の研修又は職務経験を通じてその知識及び能力の向上が見込まれる資質を有する者
- (8) チームを牽引するマネジメント能力を有する者

【係長級】

- (1) 更生保護行政に対する強い関心と、全体の奉仕者として働く熱意を有する者
- (2) 困難な課題を解決できる論理的な思考力、判断力、表現力その他総合的な能力を有する者
- (3) 適切かつ効果的に対人折衝・調整を行うことのできる能力を有する者
- (4) 政策実行において議論や調整、それに必要な資料作成や調査などの中心的役割を担える者
- (5) 職務経験を通じて体得した効率的かつ機動的な業務遂行の手法その他の知識及び能力を有する者
- (6) 採用後の研修又は職務経験を通じてその知識及び能力の向上が見込まれる資質を有する者

3 応募資格

【課長補佐級】

大学卒業（※１）後、民間企業、官公庁、国際機関等において、正社員・正職員として従事した職務経験が、令和７年４月１日時点で９年以上であること。（※２）

【係長級】

大学卒業（※１）後、民間企業、官公庁、国際機関等において、正社員・正職員として従事した職務経験が、令和７年４月１日時点で３年以上であること。（※２）

※１ 学校教育法(昭和 22 年法律第 26 号)第 83 条に規定する大学(当該大学に置かれる同法第 91 条に規定する専攻科及び同法第 97 条に規定する大学院を含む。)の課程(同法第 104 条第 7 項第 2 号の規定によりこれに相当する教育を行うものとして認められたものを含む。)又はこれに相当する外国の大学(これに準ずる教育施設を含む。)の課程に在学してその課程を修了した者。

※２ 応募資格を満たしているかどうかを確認するため、最終合格者の方には、法務省が指定する日までに勤務証明書等を提出していただきます。勤務証明書等が提出できない期間は、職務経験に通算されませんので、ご注意ください。また、勤務証明書等を提出できない場合又は虚偽の記載がなされている勤務証明書等があった場合には、採用予定が取り消される場合があります。

※ 次のいずれかに該当する者は応募できません。

- (1) 日本の国籍を有しない者
- (2) 国家公務員法第 38 条の規定により国家公務員となることができない者
 - 拘禁刑以上の刑に処せられ、その執行を終わるまでの者又はその刑の執行猶予の期間中の者その他その執行を受けることがなくなるまでの者
 - 一般職の国家公務員として懲戒免職の処分を受け、その処分の日から 2 年を経過しない者
 - 日本国憲法又はその下に成立した政府を暴力で破壊することを主張する政党その他の団体を結成し、又はこれに加入した者
- (3) 平成 11 年改正前の民法の規定による準禁治産の宣告を受けている者（心神耗弱を原因とするもの以外）
- (4) 採用予定時期までに国家公務員法第 81 条の 6 に定める定年に達する者（令和 7 年度及び令和 8 年度における定年年齢は 62 歳）

4 勤務条件等

- (1) 勤務地：法務省本省（東京都千代田区霞が関）

※ 希望や適性等に応じて、その後の人事異動により、全国の地方更生保護委員会や保護観察所等での勤務となることもあります。

- (2) 給 与：給与は、一般職の職員の給与に関する法律（昭和 25 年法律第 95 号）に基づき支給されます。給与額は、学歴、経験年数等を勘案して算定します。
- (3) 諸手当：扶養手当、住居手当、通勤手当、期末・勤勉手当（ボーナス）等があります。
- (4) 勤務時間：勤務時間は 1 日 7 時間 45 分、原則として土・日曜日及び祝日等の休日は休みです。

- (5) 休 暇：年次休暇（例：４月１日採用の場合、採用の年は１５日。残日数は２０日を限度として翌年に繰越し）のほか、病気休暇、特別休暇（夏季、結婚、出産、忌引、ボランティア等）、介護休暇等があります。

また、ワーク・ライフ・バランス（仕事と家庭生活の両立）支援制度として、育児休暇制度等があります。

- (6) 服 務：国家公務員法に基づく服務規定等によることとなり、守秘義務や兼業制限などが適用されます。

5 採用予定数

若干名

6 採用予定日

令和８年４月１日（水）

※ 採用予定日については上記日程を目安としますが、具体的な時期は個別に調整が可能です。

7 選考日程

受付期間 令和７年１０月２３日（木）～１１月２１日（金）２３：５９

※ 必要書類のメール必着日：１１月２１日（金）

第１次選考合格発表 令和７年１２月５日（金）まで

※ 第１次選考合格者にのみ、メールで通知します。

第２次選考 令和７年１２月８日（月）～１２月１２日（金）で法務省保護局が指定する日

※ 第１次選考合格発表時に、第２次選考実施日を通知します。

※ 選考状況により、選考が複数日になることや、上記以外の日程が追加になることがあります。

第３次選考 令和７年１２月１５日（月）～１２月１９日（金）で法務省保護局が指定する日

※ 第２次選考合格発表時に、第３次選考実施日を通知します。

※ 選考状況により、選考が複数日になることや、上記以外の日程が追加になることがあります。

最終選考 令和７年１２月２２日（月）～１２月２４日（水）で法務省保護局が指定する日

最終合格発表 令和７年１２月２２日（月）～１２月２４日（水）

※ 選考状況によって日程が後ろ倒しとなる可能性があります。

※ 最終合格者にのみ、随時メールで通知します。

8 選考方法

第１次選考

- ・書類選考（経歴評価）
- ・論文試験（更生保護への関心や基本的な文書作成能力等を有して

- いるかどうかを判断する試験)
- 第2次選考 ・面接試験（人柄・対人能力等についての試験）
- 第3次選考 ・グループ討議（政策の企画立案等に必要な能力等を有しているかどうかを判断する試験）及び面接試験（人柄・対人能力等についての試験）

※ 第2次選考は、第1次選考に合格した者のみ実施し、WEB面接（PC等を用いて、インターネット上で行う面接）を予定しています。

※ 第3次選考は、第2次選考に合格した者のみ実施し、法務省本省でのグループ討議及び面接を予定しています。

※ 選考状況によっては、複数日で面接を実施する可能性があります。

9 応募方法

メールにより下記必要書類を送付してください。

郵送等による応募は受け付けません。

【必要書類】

- ① 履歴書（別紙様式1）
- ② 職務経歴書（別紙様式2）
- ③ 小論文（別紙様式3）

【受付期間】

令和7年10月23日（木）～11月21日（金）

（必要書類のメール必着：11月21日（金））

【メールの件名】

（氏名）選考採用試験（総合職事務系 課長補佐級／係長級）の応募

【宛先】

hr-hogo@moj.go.jp

10 個人情報の取扱い

応募により取得した個人情報については、採用手続事務の目的以外に利用することはありません。

11 問い合わせ先

法務省保護局総務課人事係

住所：〒100-8977 東京都千代田区霞が関1-1-1

電話：03-3592-7372（内線 2639）